

大気汚染自動測定機 仕様書

1 購入物品及び数量

品名	数量	参考品
大気汚染自動測定機 (二酸化硫黄自動測定機・浮遊粒子状物質自動測定機)	1 台	紀本電子工業(株) SAP-700 株堀場製作所 APMS-3721SD 東亜データケー(株) GFS-327C

同等品可（指定期日までに発注者の承認を得ること）

2 納入場所

浜田測定局（四国中央市妻鳥町地内）

3 納入品名及び数量

- (1) 二酸化硫黄自動測定機
自動測定機本体 1 台
- (2) 浮遊粒子状物質自動測定機
自動測定機本体 1 台
- (3) 共通部品
 - ① 紙媒体記録計 1 台
 - ② デジタルテレメータ用入出力装置 1 式
 - ③ ラック 1 台
- (4) 二酸化硫黄自動測定機稼働に必要な物品
 - ① 校正用ガス調製装置 1 台
 - ② 校正ガスボンベ用調圧器 1 台
 - ③ 校正用標準ガス（ガスのみ） 1 式
 - ④ 校正ガス交換用スパナ 1 式
- (5) 当該測定機器の運用に係る保守管理用部品及び付属品
 - ① 標準付属品（カタログに記載のもの） 1 式
 - ② 消耗部品（記録紙、リボンカセット、ダストフィルタ、ろ紙） 1 年分
- (6) 取扱説明書（日本語） 2 部
- (7) 設置完了報告書（写真付）、試験成績書 1 部
- (7) その他仕様を満足するために必要な部品等

4 規格および仕様

- (1) 二酸化硫黄自動測定機
 - ① J I S B 7 9 5 2 「大気中の二酸化硫黄自動計測器」の 紫外線蛍光方式に適合し、「環境大気常時監視マニュアル（第6版）」（令和5年9月22日 環境省水・大

気環境局)) (以下「常時監視マニュアル」という。)に記載の紫外線蛍光法自動測定機の基本仕様を満たすものであること。

- ② 測定範囲は 0～0.5 ppm以上で、測定範囲において4レンジ以上の自動及び手動切替が可能であること。
- ③ 本体に測定値の1時間値を50日以上記録でき、パソコンに接続してデータの取り出しが可能であること。もしくはUSBメモリ等の記録媒体に書き込むことができること。
- ④ 電源は、AC100V・60Hz仕様であること。

(2) 浮遊粒子状物質自動測定機

- ① JIS B 7954「大気中の浮遊粒子状物質自動計測器」のベータ線吸収方式に適合し、常時監視マニュアルに記載のベータ線吸収法浮遊粒子状物質自動測定機の基本仕様を満たすものであること。
- ② ベータ線源は、放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)第2条第2項に規定する「放射性同位元素」に該当しない数量及び濃度であり、10年以上線源を交換せずに測定が可能であること。
- ③ 測定範囲は 0～5 mg/m³以上で、測定範囲において2レンジ以上の自動及び手動切替が可能であること。
- ④ 本体に測定値の1時間値を50日以上記録でき、パソコンに接続してデータの取り出しが可能であること。もしくはUSBメモリ等の記録媒体に書き込むことができること。
- ⑤ 電源は、AC100V・60Hz仕様であること。

(3) 紙媒体記録計

- ① 二酸化硫黄濃度の瞬時値及び1時間平均値並びに浮遊粒子状物質濃度の1時間値を出力・印字するものであること。
- ② 電源は、AC100V・60Hz仕様であること。

(4) ラック

- ① 二酸化硫黄自動測定機、浮遊粒子状物質自動測定機及び記録計を同一ラックに収納でき、測定局舎内に収まるものであること。

(5) テレメータとの通信仕様

- ① 県のテレメータと接続及び通信が可能であること。
- ② 「環境大気自動測定機のテレメータ取り合いの共通仕様」(2015年3月20日改訂 環境省水・大気環境局)に示す「デジタルテレメータ仕様」により通信が可能であること。

(6) 保護回路

停電の際には、復電後に自動的に測定を再開することができ、復電後もカレンダー及びタイマーが初期化されないこと。

- (1) 納入場所の測定局舎内の現状の機器が設置されている場所に設置すること。
- (2) 市の担当者の立ち会いの下、納入場所に本機器を据付けして、機器の調整を行うこと。その後に性能試験を実施し、設置した機器により大気汚染常時監視の測定が正常に行えることを確認すること。
- (3) 据付、調整、既存測定機処分に要する経費は、全て受注者の負担とする。
- (4) 搬入、設置において発生した梱包材等は持ち帰ること。
- (5) 既存の測定機等は受注者において撤去し、撤去した機器については、受注者において適切に処理すること。

6 保証期間

受注者は、納入後1年以内に発生した本機器に係る不具合が使用者の故意又は過失に起因しない場合は、無償で修理並びにメンテナンス等の対策を講じること。

7 その他

- (1) 測定装置に関する知識を有する従業員により、故障発生時等には速やかに対応する体制を有すること。
- (2) 測定装置の操作に関する説明を納入時に実施すること。
- (3) 保守管理に関する説明を納入後2週間以内実施すること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又はその他疑義が生じた場合は、担当者と協議し、その指示に従うこと。

位置図

